

# 平成28年（2016年）熊本県熊本地方を震源とする地震に 関する義援金等について

平成28年（2016年）熊本県熊本地方を震源とする地震の発生を受け、外国政府及び外国の個人・企業、在留邦人等からの義援金等について、以下の方法により、義援金等を平成31年3月31日まで受付けております。

## 1. 在シカゴ日本総領事館での小切手による義援金受付

### （1）小切手を郵送される場合

- 小切手の宛名：  
Consulate-General of Japan / Kumamoto
- 郵送先：  
Consulate-General of Japan  
Attn: 熊本地震支援  
737 N. Michigan Ave., Suite 1100  
Chicago, IL 60611

### （2）小切手を持参される場合

小切手を在シカゴ日本総領事館まで直接お持ちいただき、11階受付において義援金を納付したい旨申し出て下さい。

### （注）

1. 当館で受け付けた義援金は、後日、日本政府宛に送金します。なお、日本赤十字社による海外救援金は平成28年6月15日を持って終了したことから、在外公館における日本赤十字社宛義援金受付は同年6月30日を持って終了しています。

2. 小切手のメモ欄に「熊本地震支援」と記入して下さい。小切手による義援金のみ受け付けます。領収書をご希望の方は、その旨記したメモを同封して下さい。なお、当館でお受けした義援金につきましては、米国税法上の寄付金控除の対象とはなりませんので、御留意願います。

## 2. 被災地の各地方公共団体による義援金受け入れ口座

被災の各地方公共団体においても、義援金の受け入れ口座を開設しておりますので、各地方公共団体のHPを御確認ください。なお、特に被害の大きかった熊本県及び大分県の義援金情報は以下のリンクよりご確認ください。

熊本県：

[平成28年熊本地震義援金の募集について（熊本県ホームページ）](#)

[Call for 2016 Kumamoto Earthquake Donations / 熊本県](#)

大分県：

[「平成28年4月地震大分県被災者義援金・被災地寄付金」の受付について（大分県ホームページ）](#)